

第5次豊川市障害者福祉基本計画

【骨子案】

令和8年9月

豊 川 市

目次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者福祉に関する関連法令の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の策定体制	7
第2章 豊川市の現状	8
1 障害者の状況	8
2 障害者・障害児・事業所への意識調査からみた現状	17
3 団体・相談支援専門員ヒアリング調査からみた現状	18
4 自立支援協議会からの意見	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 計画推進の視点	21
3 基本目標	22
4 施策の体系	24
第4章 障害者施策の展開	25
1 地域での暮らしを支える生活支援の充実	25
2 障害や疾病の発生予防と健康づくり・医療体制の充実	25
3 障害のある子どもの保育・教育環境の充実	25
4 生活を豊かにする文化・芸術・スポーツ・生涯学習の推進	25
5 障害のある人の就労支援や多様な働き方の充実	25
6 人にやさしいまちづくりの推進	25
7 安全で安心できる防災・防犯対策の充実	25
8 障害理解の促進と差別の解消	25
9 障害のある人を支える市民協働活動の充実	25
第5章 計画の推進体制	26
1 推進に向けた体制	26
2 進捗の管理	26
第6章 資料編	27

本計画では、団体等の固有名詞を除き、「障害」の表記を統一的に用いています。

これは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な困難は、心身の機能の障害や医学的な理由によるものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）によって引き起こされるという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。

また、国の理念や市の条例・規則などに基づく法律用語についても「障害」の字が使用されていることを鑑みて、本市においては、障害のある人が生きにくくなっている社会的障壁である「障害」があることを明確にするため、「障害」の表記を用います

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

豊川市（以下、「本市」という。）では、これまで第1次から第4次にわたり「豊川市障害者福祉基本計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用等の幅広い分野から、障害者福祉施策を総合的に推進してきました。令和3年3月に策定した「第4次豊川市障害者福祉基本計画」（以下、「前回計画」という。）では、「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」を基本理念に据え、社会的なバリア（社会的障壁）のない、一人ひとりが温かいところで結ばれた、自己実現を支援するまちづくりを目指し、様々な障害者福祉施策に取り組んできました。

前回計画の推進期間中にも、国においては、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」が策定され、情報アクセシビリティや合理的配慮の提供に関する取組の充実・強化を図るなど、総合的な障害者福祉施策に関する取組が推進されています。

その他にも、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会を実現するための各種の法律、制度等が整備されてきています。特に、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法では、これまで行政機関のみに課されていた合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたほか、改正障害者総合支援法により、障害のある人の地域生活の支援と就労支援が強化されています。その後も、令和7年6月の手話施策推進法の施行や令和8年4月の高次脳機能障害者支援法の施行など、様々な障害のある人等への理解や支援のための基盤整備が進められています。

本市においては、こうした状況や国、愛知県の動向を鑑みながら、本市に暮らす障害のある人を取り巻く状況の変化や課題を踏まえ、令和9年度を初年度とする「第5次豊川市障害者福祉基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 障害者福祉に関する関連法令の動向

(1) 近年の法律等の整備の状況

近年の障害者福祉に関する関連法令の動向は、以下のとおりとなっています。

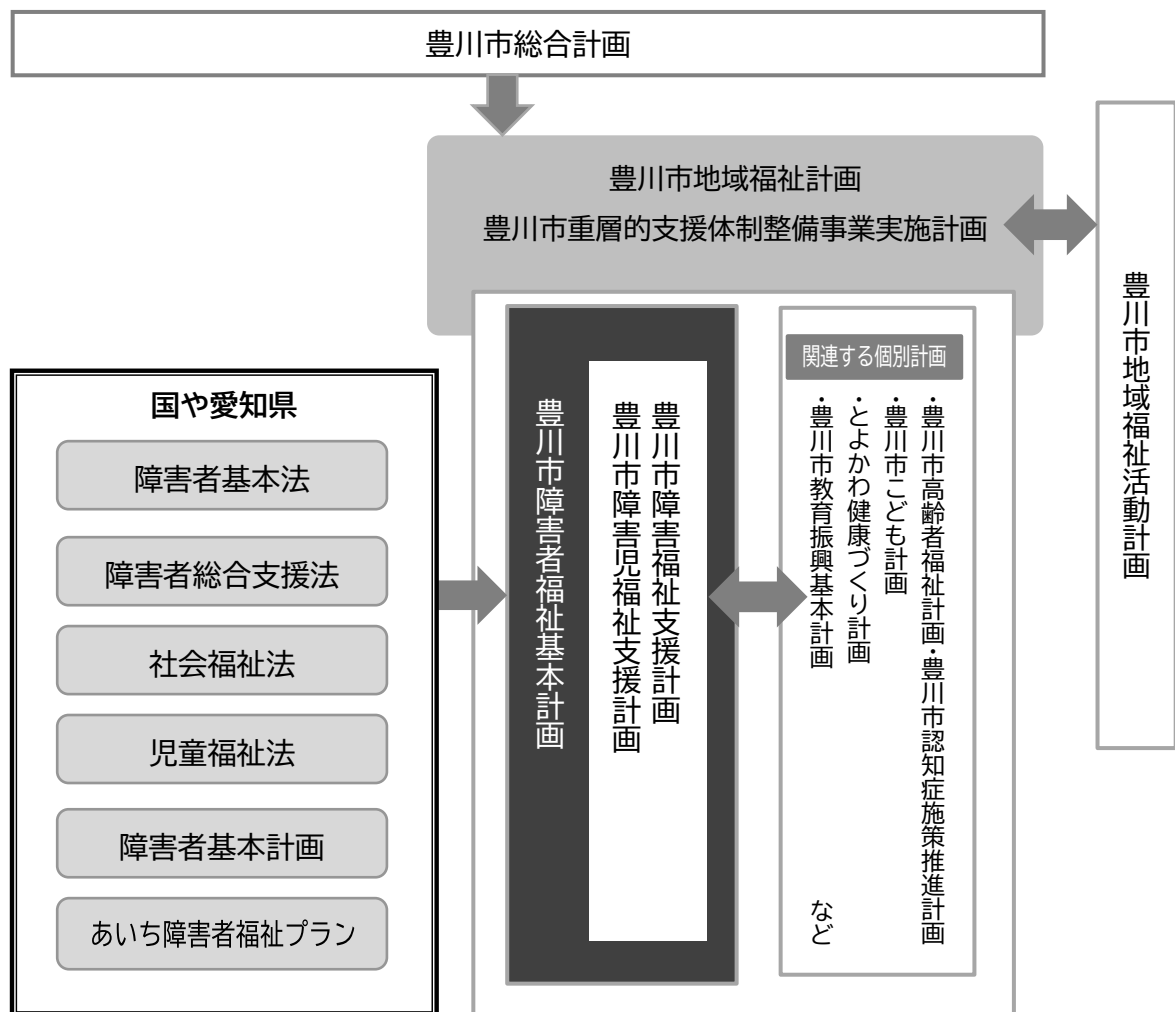
年	主な動き	
令和3年	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等
	障害者雇用促進法の改正・施行	・短時間勤務の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を実雇用率で算定できる特例による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和5年	こども基本法の施行	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す
	障害者基本計画(第5次)策定	・障害者基本法に基づき、国が障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する中長期的な指針
令和6年	障害者差別解消法の改正・施行	・民間事業者の合理的配慮の提供義務 等
	障害者総合支援法の改正・施行	・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病(難病)の拡大 等
令和7年	就労選択支援の開始	・障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント(評価)を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援
	手話施策推進法の施行	・手話を言語として明確に位置付け、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和8年	高次脳機能障害者支援法の施行	・事故や病気による脳の損傷により記憶障害等が表れる高次脳機能障害について、地方公共団体は、障害に対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠と他の計画との関係

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定された「市町村障害者計画」として、障害のある人に関する施策全般にわたる方向性を示すものとします。

また、上位計画である「豊川市総合計画」や福祉分野の総合的・横断的な計画である「豊川市地域福祉計画」、障害者福祉に関する計画である「豊川市障害福祉支援計画及び豊川市障害児福祉支援計画」などの市の関連計画との整合性を図りつつ策定します。



(2)「障害福祉支援計画及び障害児福祉支援計画」との関係

本計画は、障害者に関する施策全般にわたる方向性を表す計画であり、「第8期豊川市障害福祉支援計画及び第4期豊川市障害児福祉支援計画」との整合を図るものとなっています。

「第8期豊川市障害福祉支援計画」は障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスについて各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画です。

「第4期豊川市障害児福祉支援計画」は児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等について各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画です。

■本計画の位置付け

障害者福祉基本計画

根拠法 : 障害者基本法

性格 : 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条第3項）

長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画

位置づけ : 国の「障害者基本計画」を基本とした総合計画の部門計画

■整合を図る計画

障害福祉支援計画

根拠法 : 障害者総合支援法

性格 : 各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（障害者総合支援法第88条）

位置づけ : 障害者福祉計画の方針を踏まえた、障害福祉サービス分野の実施計画

障害児福祉支援計画

根拠法 : 児童福祉法

性格 : 各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（児童福祉法第33条の20第1項）

位置づけ : 障害者福祉計画の方針を踏まえた、障害児福祉にかかわるサービス分野の実施計画

(3) 計画とSDGsの一体的な推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、よりよい未来を目指すための2030年までの世界共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市においても上位計画である「豊川市総合計画」をはじめとして、各種計画や施策・事業においてSDGsに参画できる取組を推進しています。

令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「第7次豊川市総合計画」においては、各政策分野にSDGsの17のゴールを関連付けることで、総合計画とSDGsを一体的に推進することとしており、「障害者福祉の推進」においては下記の6項目が関連する主なSDGsとして位置づけられています。



■「第7次豊川市総合計画」の「障害者福祉の推進」分野の関連SDGs



4 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間とします。

(年度)

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
豊川市 障害者福祉 基本計画	第4次			第5次					
豊川市障害 福祉支援計画	第7期			第8期			第9期		
豊川市障害児 福祉支援計画	第3期			第4期			第5期		

5 計画の対象

本計画では、特に断りのない限り、「障害者」に身体・知的・精神の各障害者（児）のほか、発達障害者（児）や高次脳機能障害者（児）、難病患者を含みます。

また、各統計数値は、豊川市で日本人住民登録及び外国人住民登録をしている人のうち、該当者を対象としています。

なお、個別の障害などを対象とする箇所については、個別の表記をしています。

6 計画の策定体制

(1) 第5次豊川市障害者福祉基本計画及び第8期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表で構成された策定委員会において、施策や計画案を検討します。

(2) 第5次豊川市障害者福祉基本計画検討部会

本計画の策定にあたり、市の関係各課職員で構成された検討部会において、施策や計画案を検討します。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、児童通所支援サービス利用者、障害福祉サービス提供事業所にアンケート調査票を配布し、障害のある人等の現状と今後の意向、事業所のサービスの提供状況等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

(4) 障害関係団体等ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体やボランティア団体、相談支援専門員への調査シートの配布・回収やWEBを通じた意見聴取により、アンケートだけでは把握しにくい当事者の意見や支援する立場からの現状・課題、今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

(5) 自立支援協議会における意見聴取

豊川市障害者地域自立支援協議会の事務局を担う事業所に対し、調査シートの配布・回収により、本市の障害のある人を取り巻く現状や課題、豊川市障害者地域自立支援協議会をよりよいものにするためのアイデアなどについての意見聴取を行い、計画策定の基礎資料とします。

(6) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、各公共施設での資料の設置やホームページへの掲載などにより計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施します。

第2章 豊川市の現状

1 障害者の状況

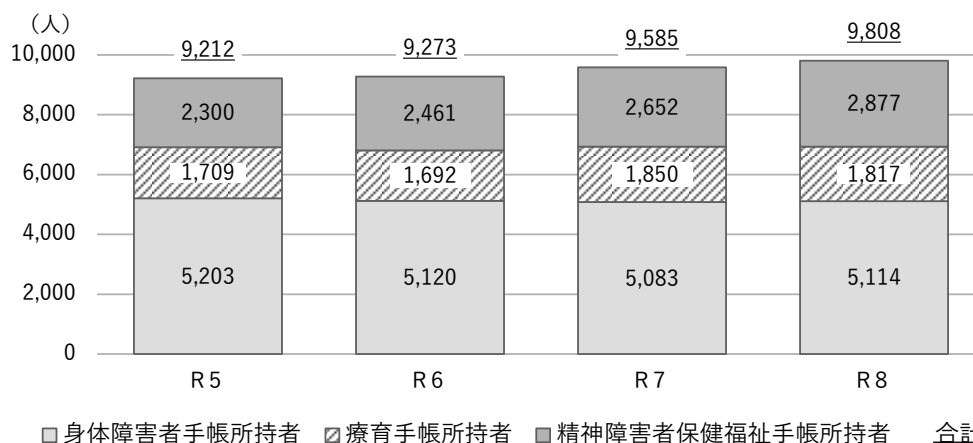
※（１）～（４）について、令和４年度以前のデータに算定誤りがあったため、掲載していません。

（１）障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和８年４月１日現在では 9,808 人となっています。（身体障害者手帳所持者数 5,114 人、療育手帳所持者数 1,817 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,877 人）

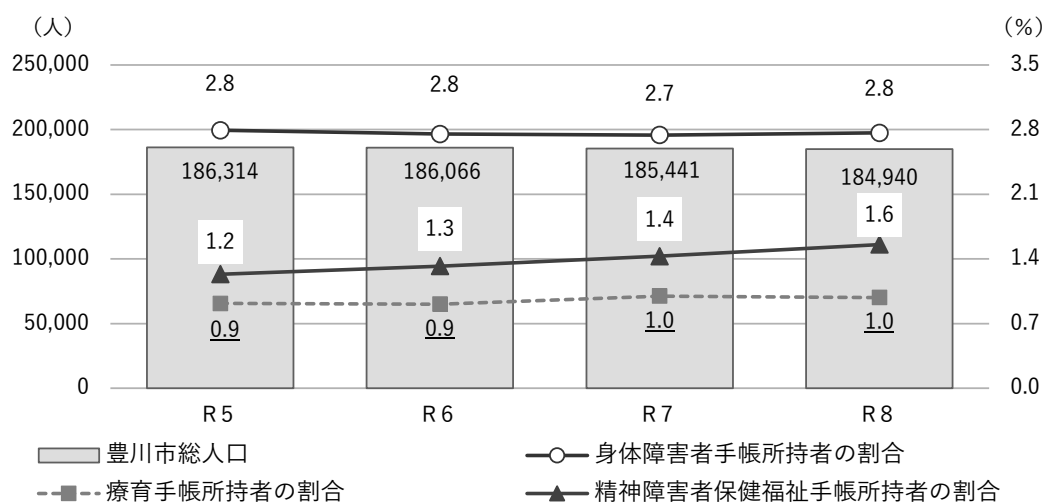
また、総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者が横ばいで推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は年々上昇しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年４月１日現在）

■総人口に対する障害者手帳所持者割合の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年４月１日現在）

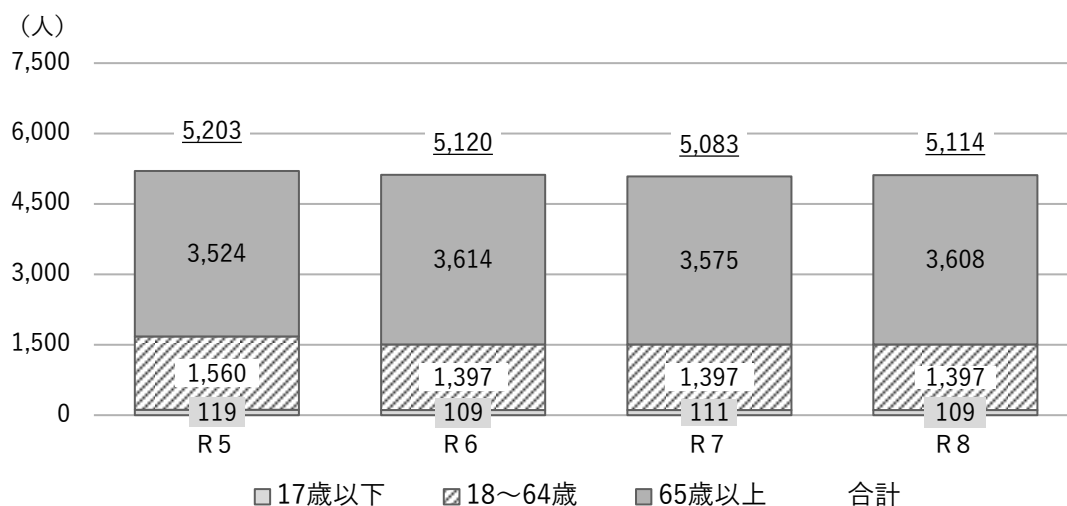
(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は 5,000 人台で推移しています。

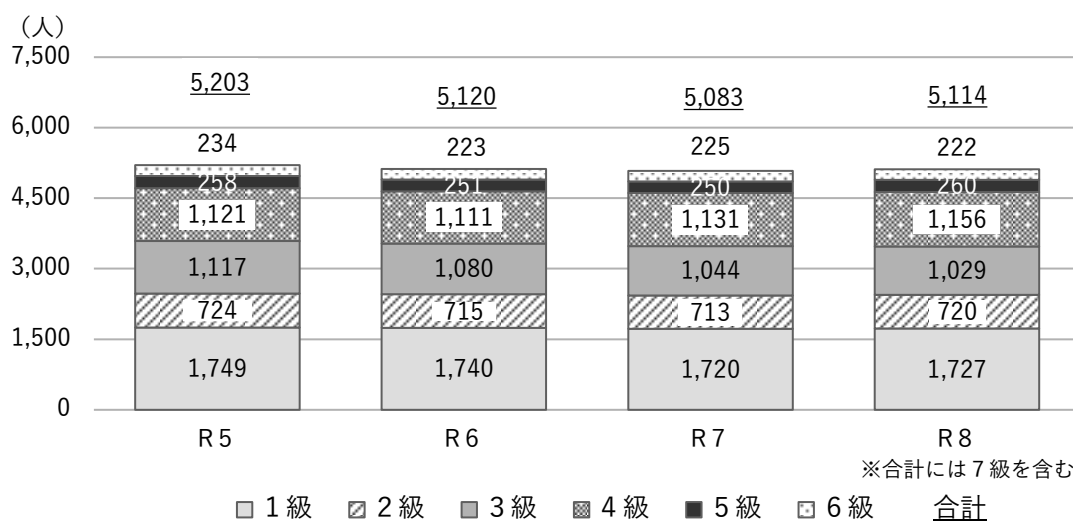
年齢別にみると、65 歳以上が最も多くなっています。

等級別にみると、1 級（最重度）が最も多く、次いで 3 級及び 4 級となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

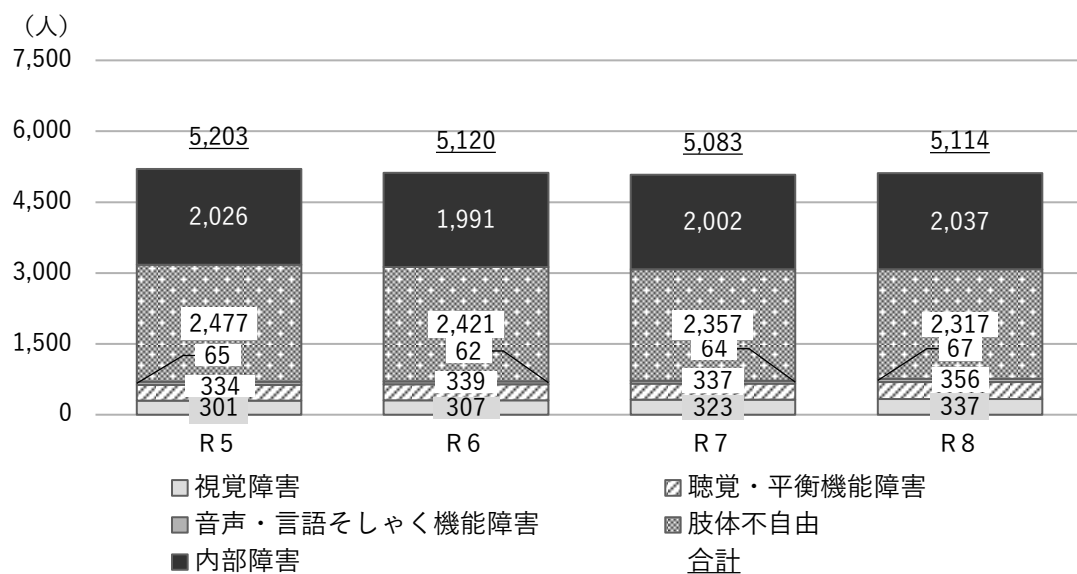


■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



障害種別にみると、肢体不自由が最も多く、約半数を占めています。次いで内部障害が多くなっています。

■障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

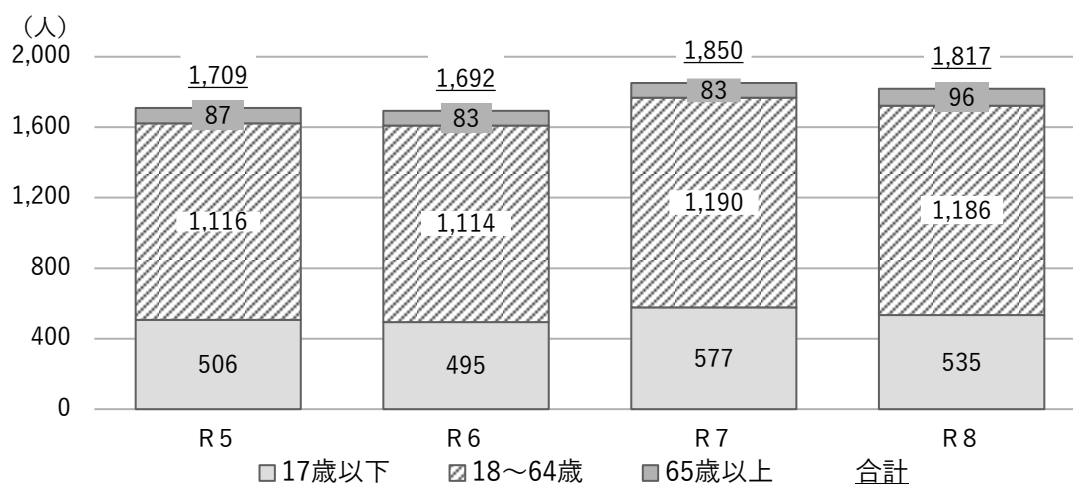
(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は微減微増を繰り返しています。

年齢別にみると、18～64歳が最も多く、次いで17歳以下となっています。

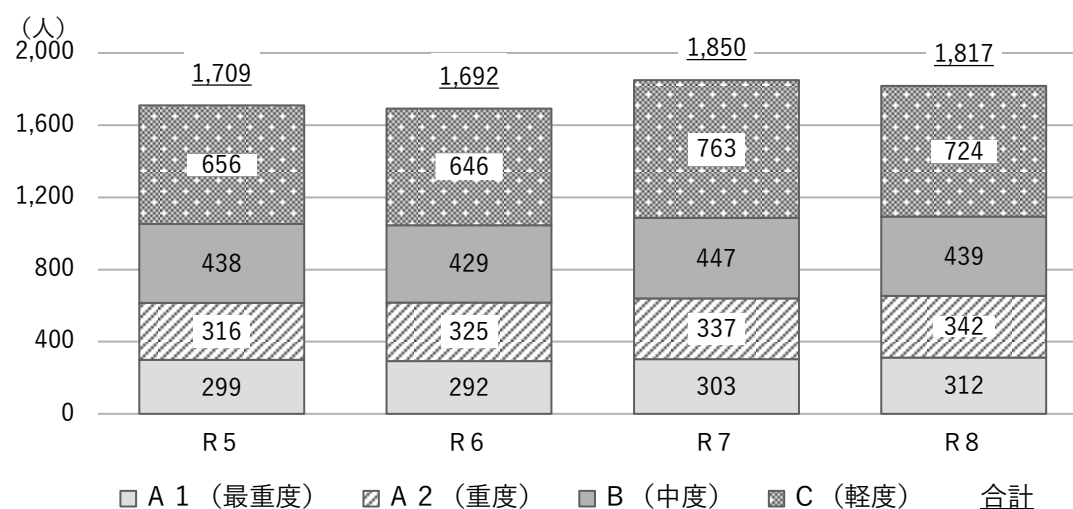
等級別にみると、C（軽度）が最も多く、次いでB（中度）となっています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

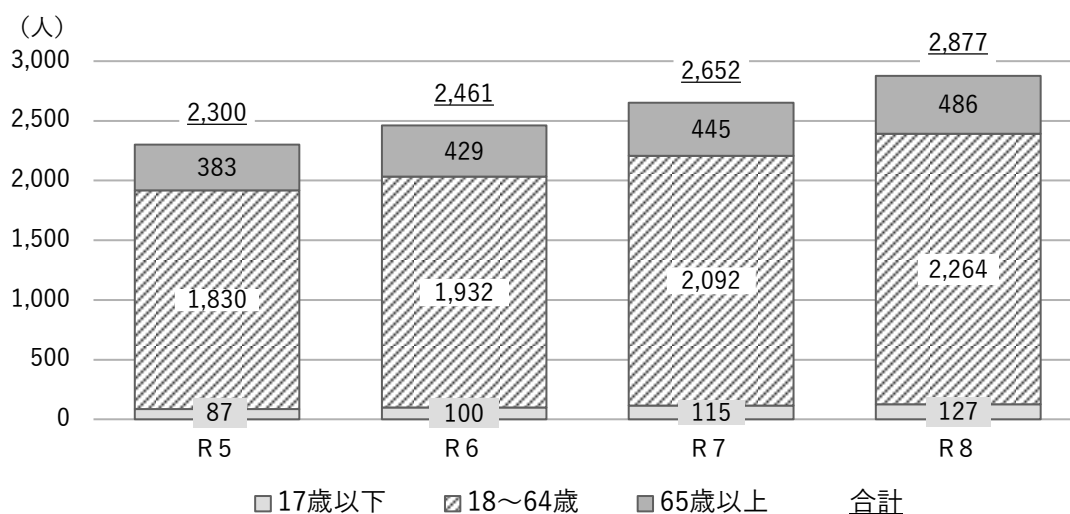
(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

年齢別にみると、18～64歳が最も多く、全体の8割程度を占めています。全ての年齢層において年々増加しています。

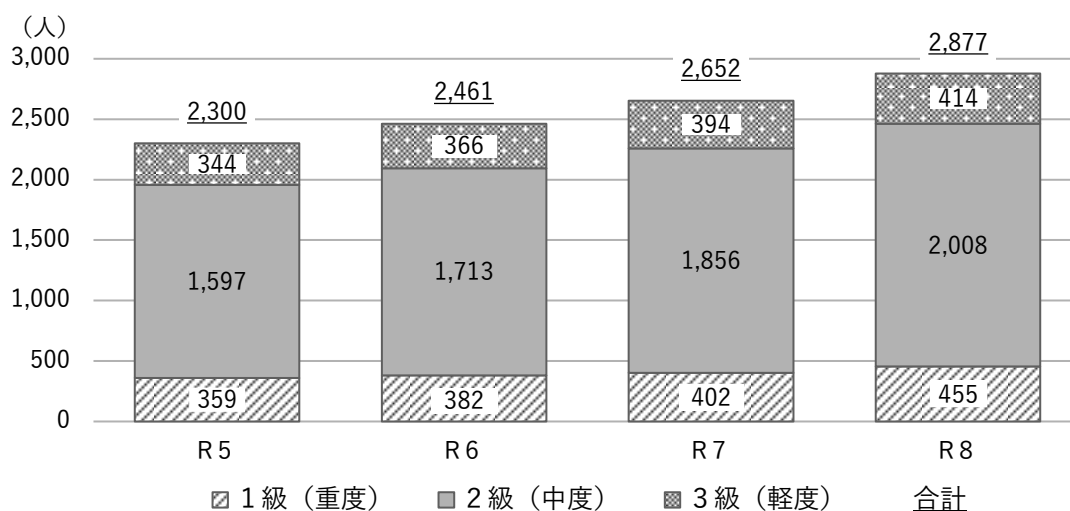
等級別にみると、2級（中度）が最も多く、全体の7割程度を占めています。いずれの等級でも増加していますが、特に2級（中度）が大きく増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



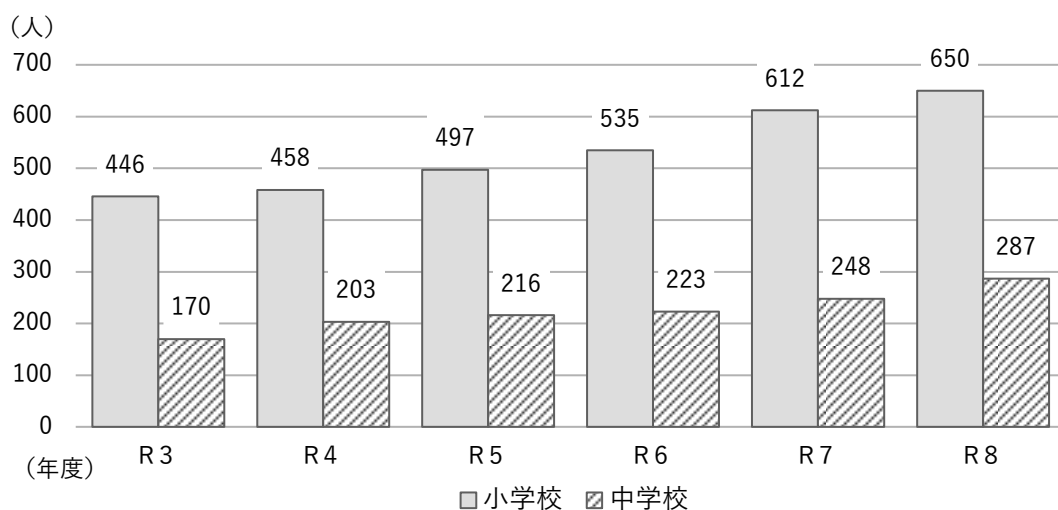
資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

（５）障害等のある子どもの推移

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、年々増加しています。

障害の種類別にみると、小学校・中学校ともに知的障害、自閉症・情緒の割合が高くなっています。

■特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



資料：豊川市学校教育課（各年５月１日現在）

■障害の種類別特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

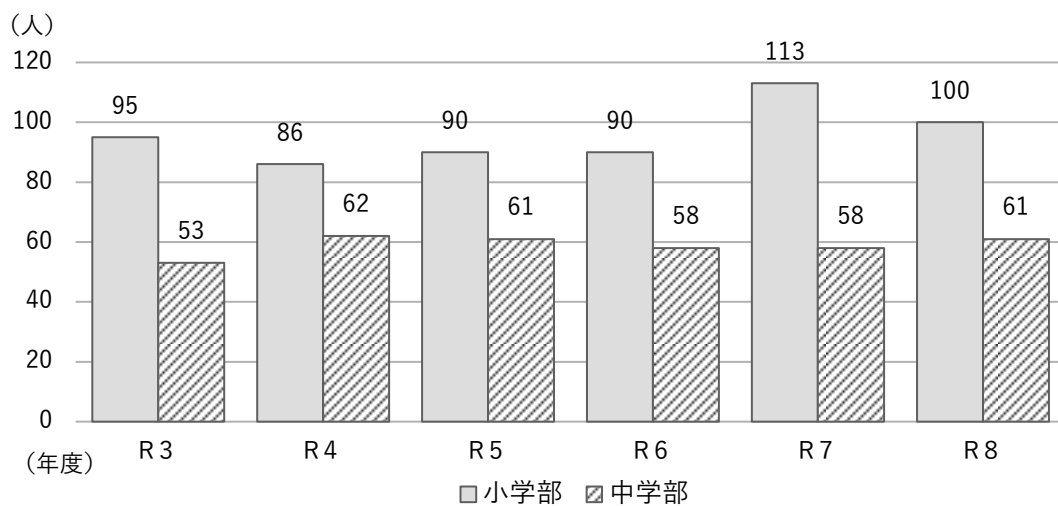
（年度）

障害の種類別	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小学校 合計	446 人	458 人	497 人	535 人	612 人	650 人
知的障害	218 人	218 人	237 人	242 人	264 人	265 人
肢体不自由	8 人	8 人	8 人	9 人	10 人	10 人
病弱・身体虚弱	6 人	8 人	7 人	7 人	7 人	7 人
難聴	5 人	3 人	4 人	5 人	5 人	3 人
弱視	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
自閉症・情緒	209 人	221 人	241 人	272 人	326 人	364 人
中学校 合計	170 人	203 人	216 人	223 人	248 人	287 人
知的障害	93 人	102 人	96 人	100 人	116 人	128 人
肢体不自由	4 人	6 人	3 人	3 人	4 人	6 人
病弱・身体虚弱	1 人	2 人	4 人	4 人	3 人	7 人
難聴	0 人	2 人	2 人	3 人	2 人	2 人
自閉症・情緒	72 人	91 人	111 人	113 人	123 人	144 人

資料：豊川市学校教育課（各年５月１日現在）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、小学部・中学部ともに、年度によって数値が増減していますが、令和7年度からは小学部で100人を超えています。

■特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移



資料：豊川市学校教育課（各年5月1日現在）

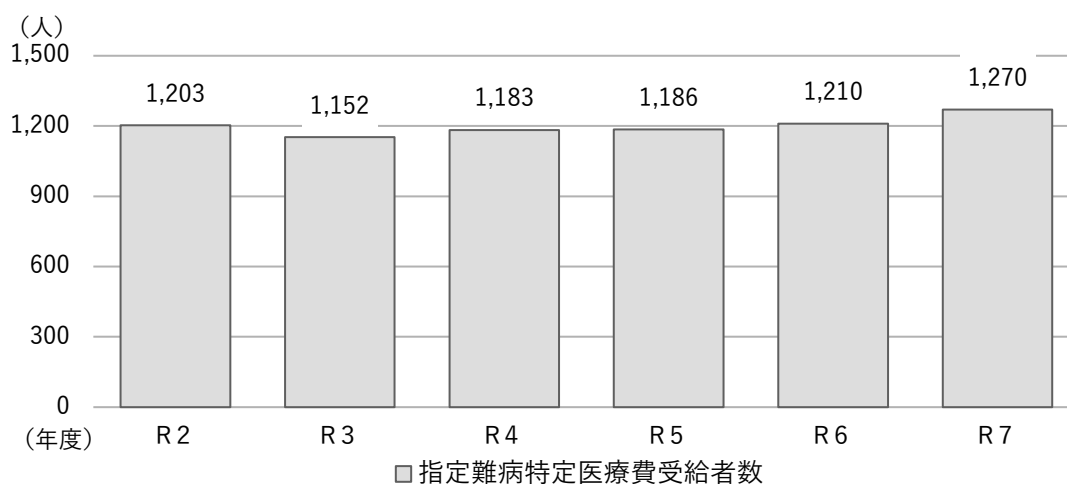
(6) 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者数は、令和3年度に一度減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。なお、難病法に基づく指定難病は348疾患（令和7年4月現在）ですが、症状が一定以上、高額な医療費を支払っている場合に受給対象となることから、難病患者はさらに多いことが推定されます。

また、障害者総合支援法における対象疾患として、難病法に基づく指定難病を含む376疾病（令和7年4月現在）が対象となっています。

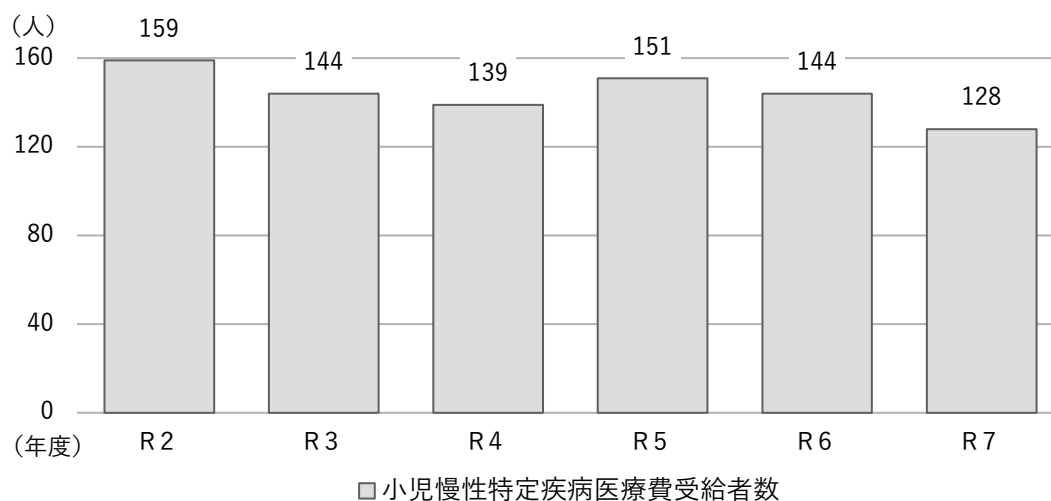
小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患は801疾患（令和7年4月現在）、対象年齢は18歳未満で、受給者数は、年度によって数値が増減しています。

■指定難病特定医療費受給者数の推移



資料：豊川保健所（各年度末現在）

■小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移



資料：豊川保健所（各年度末現在）

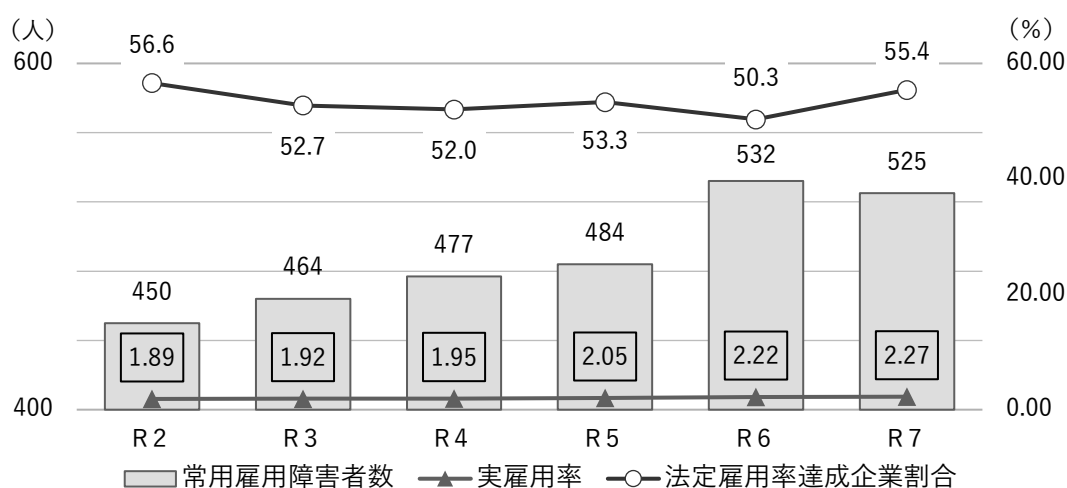
(7) 障害者雇用の状況

本市企業の常用雇用障害者数、実雇用率については令和3年と比べて増加傾向にあります。法定雇用率の達成企業の割合は、50%程度で増減しています。

市役所の障害者雇用は、増減を繰り返しており、令和8年6月1日現在の実人数は56人、障害者雇用率は2.46%です。

※令和8年7月以降の国・地方公共団体の法定雇用率は3.0%、民間企業の法定雇用率は2.7%となっています。

■本市の企業の障害者雇用の推移

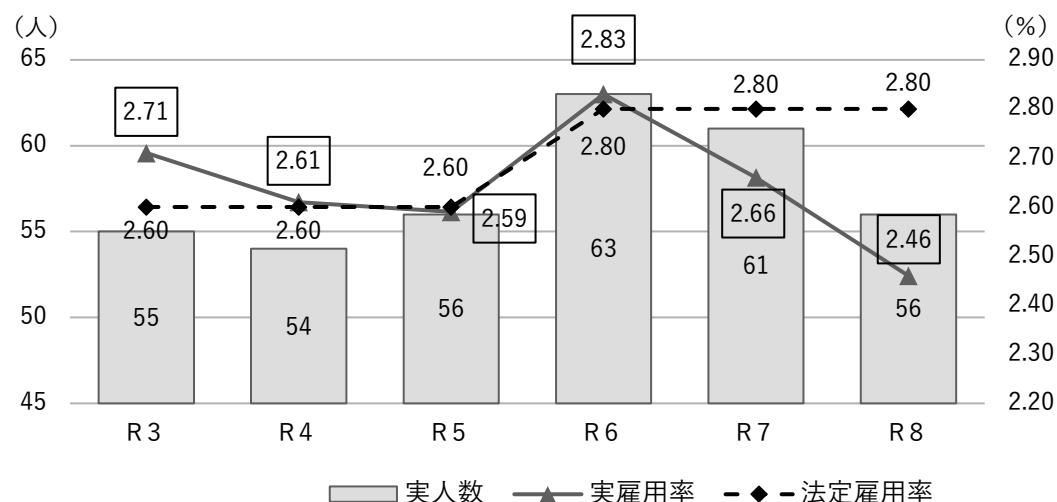


資料：豊川公共職業安定所（各年4月1日現在）

■民間企業法定雇用率

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
民間企業 法定雇用率	2.2%	2.3%	2.3%	2.3%	2.5%	2.5%

■市役所での障害者雇用の推移



資料：豊川市人事課（各年6月1日現在）

2 障害者・障害児・事業所への意識調査からみた現状

(1) 調査概要

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	有効配布数	回収数・回収率	調査手法
障害者	令和8年 7月8日～ 7月29日	3,000 件	2,993 件	回収数：1,806 件 回収率：60.3% (郵送：1,418 件) (WEB：388 件)	郵送配布、 郵送回収ま たはWEB を通じた回 答
障害児		1,269 件	1,267 件	回収数：653 件 回収率：51.5% (郵送：331 件) (WEB：322 件)	
障害福祉 サービス 提供事業 所		115 法人	113 法人	回収数：89 法人(171 件) 回収率：78.8% (郵送：95 件) (WEB：76 件)	

※障害福祉サービス提供事業所調査については、1法人で複数の事業所を運営しているため、回答件数は事業所数分在ります。

(2) 調査の結果

現在調査期間中です。集計が終わり次第加筆いたします。

3 団体・相談支援専門員ヒアリング調査からみた現状

(1) 調査概要

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	回答数・回収率	調査手法
当事者団体	令和8年 7月1日～ 7月29日	7団体	回答数：6団体 回収率：85.7%	郵送配布、郵送回収
ボランティア団体		21団体	回答数：11団体 回収率：52.4%	
相談支援専門員		46名	回答数：38名 回収率：82.6%	WEB回答

(2) 調査の結果

調査終了後加筆いたします。

4 自立支援協議会からの意見

(1) 調査概要

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	回答数・回収率	調査手法
豊川市障害者地域自立支援協議会の事務局を担う事業所	令和8年 7月8日～ 7月29日	8団体	回答数：7件 回収率：87.5%	調査票の配布・回収

調査終了後加筆いたします。

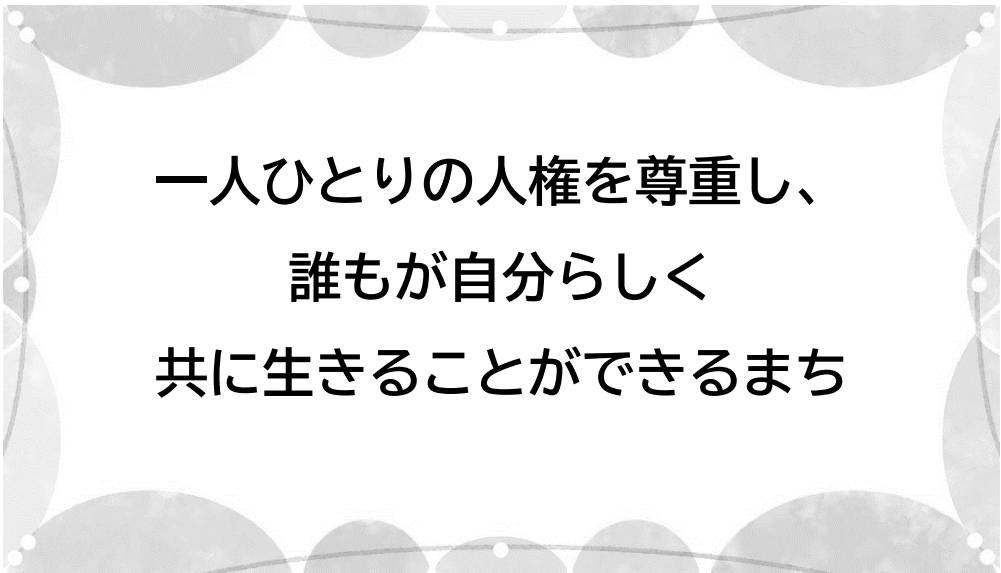
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第7次豊川市総合計画」の障害者福祉の将来目標である「障害のある市民が、地域や家庭で必要な支援を受けながら、自分らしく充実した生活を営んでいるまち」を実現するため、国や県の基本理念を踏まえ、社会的なバリア（社会的障壁）のない、一人ひとりが温かい心で結ばれた、共に生きるまちづくりを目指します。

また、これまで計画推進の基本としてきた「ノーマライゼーション」（障害のある人もない人も共に活動することが本来のあり方であるという考え方）、「リハビリテーション」（その人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指すという考え方）、「ユニバーサルデザイン」（多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方）の3つの考え方を基本としつつ、新たな計画の基本理念を「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自分らしく 共に生きることができるまち」とします。

基本理念



一人ひとりの人権を尊重し、
誰もが自分らしく
共に生きることができるまち

2 計画推進の視点

本計画では、以下の視点に則って施策を推進します。

視点1 障害者の主体性・自立性の確立

障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その主体性・自立性が最大限発揮されるような支援や環境の整備を進めます。

視点2 障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害特性や障害の状態、生活実態により、求められる支援は様々です。そのため、障害特性等を踏まえた、きめ細かな支援を行います。その際、外見からはわかりにくい障害について考慮するとともに、状態が変動する障害については障害の程度を捉えることが難しいことに留意します。

また、障害のある人は、年齢や性別にかかわらず複合的に困難な状況に置かれる場合があることを踏まえ、きめ細かな支援を行います。

視点3 障害のある人もない人も互いに支え合う地域社会の構築

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、あらゆる場面において障害への理解を促進し、差別や偏見がない社会の構築を進めます。

また、障害のある人も地域や社会の担い手として活躍できるよう、様々な形での社会参加を促進し、「支え手」「受け手」の関係を超えた、支え合いの基盤を構築します。

視点4 共生社会実現のためのあらゆる障壁の除去【新規】

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約しているあらゆる事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、障害者のアクセシビリティ向上を図り、誰もが多様な活動に参加するとともに安心して暮らせる社会を目指します。

3 基本目標

基本目標 1 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- ▶ 障害のある人が生活の在り方を自ら選択し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談や福祉サービスの利用、住まいの場の充実等、日常生活や社会生活を営むための支援を行います。

基本目標 2 障害や疾病の発生予防と健康づくり・医療体制の充実

- ▶ 障害の原因、疾病の発生予防から、早期発見・早期療育、それぞれの障害特性や要望に合わせた適切な健康づくりや保健サービスの提供を推進するとともに、ライフステージや障害の特性に対応した医療体制の整備を図ります。

基本目標 3 障害のある子どもの保育・教育環境の充実

- ▶ 障害のある子どもが将来にわたって地域の中で豊かに暮らし、障害のある人もない人も共に生きることができるよう、障害のある子どもの個性を尊重するとともに、誰もが安心して生活し、学ぶことができる保育・教育の環境整備を図ります。

基本目標 4 生活を豊かにする文化・芸術・スポーツ・生涯学習の推進

- ▶ 障害のある人の文化・芸術・スポーツ活動を推進し、それぞれの個性と能力の発揮及び生きがいづくりを支援します。また、障害のある人が生涯学習等をはじめとする多様な活動に参加できるよう、情報保障や環境整備に関する取組を進めます。

基本目標 5 障害のある人の就労支援や多様な働き方の充実

- ▶ 市民、事業主等の理解促進を図るとともに、障害のある人の就労に対する各種の支援や福祉的就労の場の確保に取り組むなど、障害特性を踏まえた就労の場の拡充を進め、障害のある人が生きがいを持って多様な働き方ができるまちづくりを進めます。

基本目標 6

人にやさしいまちづくりの推進

- ▶ 障害のある人の地域生活や外出、様々な活動への参加を制約することのないよう、公共施設等のバリアフリー化や住居に対する支援、移動手段の確保などにより、人にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標 7

安全で安心できる防災・防犯対策の充実

- ▶ 障害のある人が安全に災害時の避難や避難所での暮らしができるよう、地域と協力して平時からの情報共有や防災・減災対策を進めるとともに、障害特性に応じた防災・防犯施策を推進します。

基本目標 8

障害理解の促進と差別の解消

- ▶ 障害に対する適切な理解を促進するため、多様な場面や媒体で広報・啓発活動を行うとともに、地域での交流活動を推進します。また、障害のある人への虐待防止や権利擁護に関する施策を推進します。

基本目標 9

障害のある人を支える市民協働活動の充実

- ▶ 障害のある人もない人も共に生きる社会づくりに向け、地域の人々との交流やボランティア活動の促進を図ります。また、様々な関係機関等とのネットワーク化により、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

4 施策の体系

基本理念、分野別方針等について、体系化して示すと次の通りです。

以下の施策の体系に基づき、第4章で障害者施策を展開します。

《基本理念》 一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自分らしく、
共に生きることができるまち

《計画推進の視点》 障害者の主体性・自立性の確立
障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かい支援
障害のある人もない人も互いに支え合う地域社会の構築
共生社会実現のためのあらゆる障壁の除去

基本目標	施策
1 地域での暮らしを支える生活支援の充実	
2 障害や疾病の発生予防と健康づくり・医療体制の充実	
3 障害のある子どもの保育・教育環境の充実	決定後加筆いたします。
4 生活を豊かにする文化・芸術・スポーツ・生涯学習の推進	
5 障害のある人の就労支援や多様な働き方の充実	
6 人にやさしいまちづくりの推進	
7 安全で安心できる防災・防犯対策の充実	
8 障害理解の促進と差別の解消	
9 障害のある人を支える市民協働活動の充実	

第4章 障害者施策の展開

- 1 地域での暮らしを支える生活支援の充実
- 2 障害や疾病の発生予防と健康づくり・医療体制の充実
- 3 障害のある子どもの保育・教育環境の充実
- 4 生活を豊かにする文化・芸術・スポーツ・生涯学習の推進
- 5 障害のある人の就労支援や多様な働き方の充実
- 6 人にやさしいまちづくりの推進
- 7 安全で安心できる防災・防犯対策の充実
- 8 障害理解の促進と差別の解消
- 9 障害のある人を支える市民協働活動の充実

第5章 計画の推進体制

1 推進に向けた体制

2 進捗の管理

第 6 章 資料編